

自宅・学内・学外を問わず、
風邪症状(倦怠感、咳、のどの痛み)がある

来学はせずに、健康管理センターへ電話し、指示に従って行動する。

*夜間・休日などの救急時はコールセンターへ連絡しその指示に従う。その後速やかに健康管理センターへ報告すること。

来学はせず、自宅安静！
健康管理センターへ電話し指示に従う。

**37.5℃以上の発熱、症状が4日以上続く
強い倦怠感や息苦しさがある場合**

平日

事後報告

休日・夜間

仙台大学健康管理センター (平日8時～17時15分)

TEL : 0224-55-1504

メール : kenko-2@sendai-u.ac.jp

コールセンター

【新型コロナウイルス感染症に関する健康電話相談窓口】

022-211-3883 または 022-211-2882 (24時間対応)

罹患者の動き

学外関連機関の動き

学内の動き

情報共有

大学へ感染者
発生の報告

帰国者・接触者相談センター (県内7保健所2支所)

仙南保健所 : 0224-53-3111

入院措置等

事務局長
総務室長

学長・副学長

コロナウイルス危機管理対策チーム
役割間での情報共有

必要に応じて関係部署を招集

学生生活室

学科長

クラス担任

大学院事務室

研究科長

指導教員

部活顧問

1. 罹患者確定(疑いを含む)・入院までの流れ[宮城県における新型コロナウイルス感染症の相談・検査・医療体制に準ずる(別紙参照)]

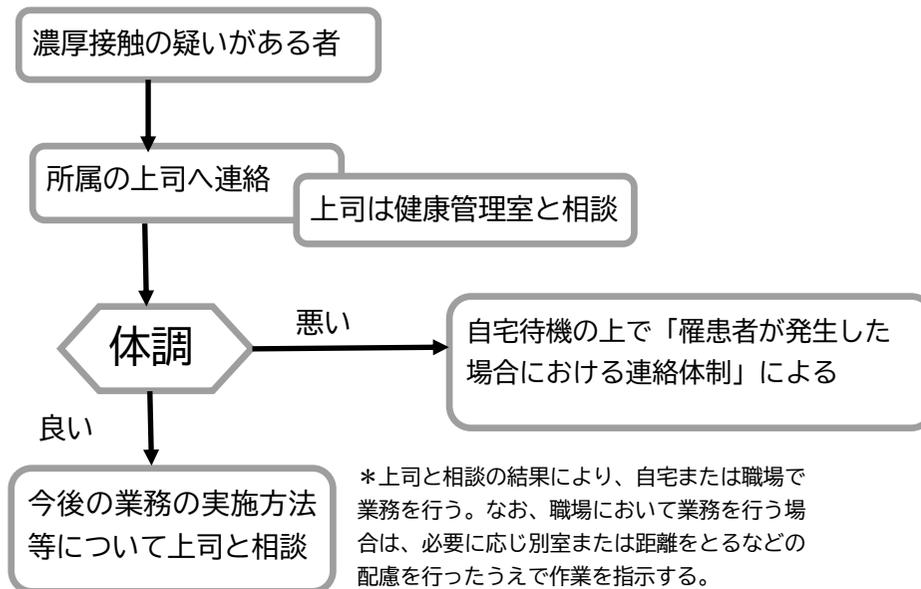
- 1) 危機管理対策チームメンバーの召集
- 2) 罹患学生・教職員の行動履歴と濃厚接触者の有無等の情報収集(保健所との連携を図る)
- 3) 学内利用停止区域や休校措置等について、危機管理対策チームが中心となり対応を検討する

2. 学生・教職員が保健所から濃厚接触者と特定された場合の行動

学生・教職員を問わず、保健所から濃厚接触者として特定された者は、保健所の指示に従い自宅待機

→保健所から指示が出たものは速やかに健康管理センターへ報告すること

3. 教職員に濃厚接触の疑いがあるものが発生した場合の行動フロー



*学生に濃厚接触の疑い出た場合には自宅待機とする

*罹患者・濃厚接触者の特定には時間がかかることから、保健所による特定までの間は『仙台大学として定める「濃厚接触者の疑いのある者」の目安』を踏まえ、このフローにより行動

(通常業務への復帰の目安)

- ・接触した「罹患疑いのある者」が、保健所で「陰性」と判定された時点で自身の健康状態が良好であること

【仙台大学として定める「濃厚接触の疑いのある者」の目安】

仙台大学として定める「濃厚接触の疑いがある者」とは、罹患者が発病した2日前以降に接触した者のうち、次のような範疇、例等に該当する者とする

新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居(共通エリアを共有する寮などを含む)あるいは長時間の接触(教室、部活、車内など)があった者

[例]・向き合って30分以上話をした

・向き合って食事をした

・狭い部屋で長時間一緒に過ごした（ゼミ、研究室、カラオケ、ライブなど）

・手で触れるなどの接触があった

＊積極的疫学調査で「濃厚接触者」を特定するのは、保健所が行うこととされている。

【参考】国立感染症研究所 感染疫学センター(令和2年2月27日)

○「濃厚接触者」の定義について、国立感染症研究所感染疫学センターでは、患者が発病した翌日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当するものと位置付けている。

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触(社内、航空機内等を含む)があった者
- ・適切な感染防護なしに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他:手で触れること又は対面で会話することが可能な距離(目安として2m)で、必要な感染予防策なしで「患者(確定例)」と接触があった者
(患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する)